相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区今戸一丁目一三番地一、最後の住所千葉県松戸市五香四丁目一六番地の四　被相続人　亡　松本　陽美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

事務所千葉県柏市中央町六番一九号　コーブビル柏四階　柏綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　内田　徳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市**蓮**台寺四四九番地、最後の住所千葉県市川市鬼越二丁目一二番二二号コーシン建設内　被相続人　亡　松枝　正司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

事務所千葉県千葉市中央区中央四丁目一〇番一六号　ＣＩ－２２ビル六〇二　井上総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　隆行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市下ノ橋町一三四番地、最後の住所東京都小金井市桜町二丁目一二番三五号レオパレスチェリー一〇一　被相続人　亡　中村　康広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

事務所東京都武蔵野市中町一－二八－一〇　ローラン武蔵野二階武蔵野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井口　宇乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市北山町二丁目三一番地の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤本　正昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市瀬谷区南瀬谷一丁目一九番地六、最後の住所横浜市瀬谷区三ツ境一三二番地五　被相続人　亡　桑原　禎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

横浜市中区住吉町一－二スカーフ会館九階　市民総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　織田　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県滑川市北野一一九五番地、最後の住所富山県滑川市吉浦一三番地　特別養護老人ホーム　カモメ荘（住民票上の住所富山県滑川市北野一一九五番地）　被相続人　亡　柴原富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

富山市堤町通り一－二－三〇　金山ビル二階　富山西町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井加田　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県田方郡函南町平井一七三〇番地八〇九、最後の住所静岡県田方郡函南町平井一七三〇番地の八〇九　被相続人　亡　高畑　鎭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

事務所静岡県駿東郡清水町伏見八〇四番地の一　ハーヴェスト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西宮由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市川根町身成三三二七番地一、最後の住所静岡県島田市川根町身成三三二七番地の一　被相続人　亡　山本　達成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

静岡県静岡市駿河区南町一三の三ＴＫビル四階　相続財産管理人　弁護士　片山　栄範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市西区神原町一一八八番地三、最後の住所浜松市西区神原町一一八八番地の三　被相続人　亡　北村　充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

浜松市中区中央三丁目七番一〇号セントラルプラザ二一　五階　浜松中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉尾健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市名東区神里一丁目四九番地、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区大喜町一丁目五番地の五特別養護老人ホームメリーホーム大喜　被相続人　亡　澤井　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

愛知県名古屋市北区平安二丁目一番一〇号第五水光ビル三階弁護士法人名古屋北法律事務所

相続財産管理人　弁護士　裵　明玉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区富永三丁目二五七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　佐富

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

愛知県海部郡蟹江町本町十丁目一四一番地　コーポみやこ一階　かにえ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　服部　一将

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市三之丸一三〇番地、最後の住所三重県桑名市三之丸四七番地　被相続人　亡　小林　勝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

三重県桑名市大字東方一一一三番地一　相続財産管理人　司法書士　柴田　良彦

第32期決算公告

平成30年6月26日　東京都港区北青山二丁目5番1号

ケミカルロジテック株式会社

代表取締役　水田　敬二

貸借対照表の要旨

（平成30年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	580,173	流動負債	477,133
固定資産	2,419,851	固定負債	1,309,135
有形固定資産	2,055,291	負債合計	1,786,268
無形固定資産	39,380	株主資本	1,213,756
投資その他の資産	325,179	資本金	250,000
		利益剰余金	963,756
		利益準備金	62,500
		その他利益剰余金	901,256
		（うち当期純利益）	(156,958)
		純資産合計	1,213,756
資産合計	3,000,024	負債・純資産合計	3,000,024